

受付印

特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

袖ヶ浦市長 様

年 月 日

地方税法第321条の5の2及び袖ヶ浦市税条例第46条の3の規定により、特別徴収税額の納期の特例について承認を受けたいので申請します。

所在地 (住所)											
フリガナ 名称 (氏名)											
代表者の 職氏名						電話番号	— —				
法人番号											担当者 (氏名) (連絡先)
特別徴収義務者 指定番号						不明であれば 記入不要です					

関与税理士 署名	(連絡先)
-------------	-------

特例の適用を受けようとする税額	年 月以後 の特別徴収税額		
	月 区 分	給与支払人員	給与支払額
申請の日前6か月間の各月末の常時 給与の支払を受ける者の人員及び 各月の支払金額。 ※賞与等の臨時の給与の金額を含む。 ※袖ヶ浦市以外の全市町村を含む、 事業所全体の人員及び支払金額。 ※臨時勤務者分がある場合は、常時 給与の支払を受ける者の分とは別 にして2段書き（上段に記載）に してください。	年 月	(臨時 人)	(円)
		常時 人	円
	年 月	(臨時 人)	(円)
		常時 人	円
	年 月	(臨時 人)	(円)
		常時 人	円
	年 月	(臨時 人)	(円)
		常時 人	円
	年 月	(臨時 人)	(円)
		常時 人	円
	年 月	(臨時 人)	(円)
		常時 人	円
市町村に係る徴収金に滞納がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細			
申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことの有無及び取消年月日	有 (年 月 日承認取消) ・ 無		

【注意事項】

1. 申請書の提出は、特例の適用を受けようとする月の20日頃までをお願いいたします。
2. 送付先が所在地と異なる場合は、書類送付先を記入してください。

【提出先】〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 袖ヶ浦市役所 財政部 課税課 市民税班

申請についての注意事項

1. この特例は、給与の支払いを受けている者の数が常時10人未満である特別徴収義務者に限り受けることができます。

(注) 「常時10人未満」とは、常に10人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であるということです。

2. この特例の承認を受けた場合には、つぎに掲げる期限までに納入することになります。

6月から11月までの徴収分 12月10日まで

12月から翌年5月までの徴収分 翌年6月10日まで

3. この特例について承認を受けた特別徴収義務者は、給与の支払を受ける者の数が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく市長に届け出なければなりません。

4. 市税の滞納や最近における著しい納付・納入の遅延があるような特別徴収義務者については、この特例の承認を受けられないことがあります。

また、この特例の承認を受けても滞納したり納付・納入の遅延がありますと承認を取り消されることがあります。

5. その他不明な点は下記におたずねください。

〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1

袖ヶ浦市役所 財政部課税課 市民税班

☎0438-62-2519